

## 翻 訳

# アメリカ民事訴訟における訴答および関連する申立て

権 橋 邦 雄

パトリック A. コンミー

ノース・ダコタ州連邦地方裁判所所長判事

Pleadings and Related Motions in the United States of America

Patrick A. Conmy

Chief Judge, U.S. District Court

District of North Dakota

## I はじめに

アメリカ民事訴訟における訴答の目的は、当事者の一方が提出する法理論 (legal theories) および相手方当事者が提起する防御の枠組みを提供することにある。連邦民事訴訟規則は、同規則が求めていることをきわめて具体的かつ最も的確に示していることが多いので、以下、その条文を引用しながら、論述する。連邦民事訴訟規則は、「訴訟は訴状の提出によって開始される」と規定する。訴状は、簡潔かつ明解でなければならず、権利を生じさせる事実 (event) を通知し (notice)、また、当該事件に適用される法理論を通知するものでなければならない。

理想的な世界では、すべての訴状は、簡潔、明解そして通知の要件を満たすものであろう。しかしながら、理想的な世界では、裁判所に対するニーズはないであろうし、また、訴訟規則が、冗長かつ不明瞭な訴状を訂正するために諸々の方法を規定し、当事者が申立てによってこれらを活用することもないであろう。

アメリカの民事訴訟法は、形式 (form) が内容 (substance) よりも重要であった時代に比べれば進歩している。往時の実務においては、すべきこと、および、してはならないことの地雷の埋まった平原を慎重に航行することが要求されており、形式上のミスを犯すだけで権利の回復は永久に失われる結果となったのである。

しかしながら、現在では、このような形式主義からの脱却が行き過ぎてしまった点もある。すなわち、訴答の記載が十分であるか否かを判断する基準として、裁判所は訴答提出者が提起するすべての法理論を検討しなければならないとされているのである。

訴答実務における第2の流れは、完全な当事者主義 (アドヴァサリ・システム) からの離脱である。かつては、原告の請求を全部否認するのが良い実務であると考えられていた。したがって、原告は、主張のすべてを証明するために証拠を提出しなければならなかったのである。しかし、現在では、訴訟経済および常識によって、「訴状に記載されたすべての主張を全部否認するのではなく」、それぞれの事実主張に対して個別のかつ正確に対応することが要求されているのである。かつては、譲渡抵当権実行手続き (譲渡抵当受戻権喪失手続き、mortgage foreclosure) や不履行の約束手形 (promissory note) に基づく回復訴訟の被告にとっては、抵当権や手形の存在を否認したり、あるいは、自白または否認するための十分な情報を欠くと主張して、原告にこれらについて証明責任を負わせることが一般的であった。百万ドルの手形に署名した者がそのことを覚えていない

などという主張は、依頼者にはおそらく理解し難いことであつたであろう。

現在の実務、少なくとも、連邦裁判所の実務においては、原告の弁護士が訴状を作成するにあたって、また、被告の弁護士が答弁書を準備するにあたっては、事実についてきわめて高度の誠実さが要求されているのである。また、申立ての実務には、事実の自白を強制する申立てがあり、これは現在も利用できるが、20年、30年前と比べれば少なくなっている。連邦民事訴訟規則11条の制裁があるために、真に紛争の対象とはならないような事実の主張はされなくなっている。

## II 連邦民事訴訟規則の条文（抜粋）

### 3条 訴訟の開始

民事訴訟は、訴状を裁判所に提出することにより開始される。

### 4条 被告召喚（令）状

（被告に対して訴状が提出されたことを通知する諸々の方法を規定する。）

### 5条 訴答及びその他の書面の提出と送達

（上記の規則4条で規定されている訴状を除く、訴答の提出と通知の要件を規定する。）

### 6条 期間

（諸々の訴答の準備と交換のための期限を規定する。）

### 7条 許容される訴答；申立ての形式

(a) 訴答

許容される訴答は、訴状、答弁書、反訴に対する原告の答弁書、答弁書の中で交差請求が提起された場合の交差請求に対する答弁書、当初は当事者でない者を規則14条の規定によって引き込む場合の第三当事者への訴状、及び、第三当事者への訴状が送達された場合の第三当事者による答弁書である。裁判所が答弁書又は第三者の答弁書に対する書面の提出を命じる場合を除いて、上記以外の訴答は許容されない。

(b) 申立書及びその他の書面

(1) 裁判所の命令を求めるときは、ヒヤリング又はトライアル中になされる場合を除いて、命令を求める具体的な理由及び求める救済を明示した書面によってなされなければならない。書面性の要件は、申立てに関するヒヤリングの通知書の中に申立てが記載されていれば十分である。

(2) 訴答の表題及びその他の形式に関する事項に適用される規則は、本規則の規定するすべての申立書及びその他の書面に適用される。

(3) すべての申立書には規則11条に基づく署名がなされなければならない。

(c) 妨訴抗弁 (Demurrers)、答弁 (Pleas)、等の廃止

妨訴抗弁、答弁、及び訴答の不十分に対する異議は廃止される。

8条 訴答に関する総則規定

(a) 救済の請求

救済の請求をする訴答は、本訴請求、反訴請求、交差請求、第三者請求のいずれであるかを問わず、次のように記載しなければならない。

(1) 裁判所の管轄権の基礎についての簡潔で明解な陳述、ただし、裁判所がすでに管轄権を有しており、請求が新たな管轄権の基礎を必要としない場合を除く。

(2) 訴答者が救済を受ける権利があることを示す請求についての簡潔で明解な陳述、及び、

(3) 訴答者が求める救済を与える判決の申立て。複数の異なるタイプの救済を選択的に申し立てることはできる。

(b) 防御；否認の形式

当事者は主張された各請求に対する防御を簡潔かつ明解に主張しなければならない。また、相手方当事者の主張を認否しなければならない。当事者の主張が真実であることを確信するに足る情報を持たないときは、当事者はその旨を述べなければならない。これは否認の効果を持つ。否認は、否認される主張の内容に実質的に対応するものでなければならない。訴答者が主張の一部又は適格性のみを誠実に否認するときは、訴答者は主張が真実で重要である部分を特定し、残余の部分のみを否認しなければならない。訴答者が従前の訴答のすべての主張を争うつもりでないときは、訴答者は特定の主張又はパラグラフに限定した否認をすることもできるし、訴答者が明示に自白する特定の主張を除いて、主張をすべて一般的に否認することもできる。しかし、訴答者が裁判所の管轄権の基礎に関する主張を含め、すべての主張を争うつもりときは、規則11条に定められた義務に従った一般的否認によって争うこともできる。

(c) 積極的防御

従前の訴答に対する訴答において、当事者は、代物弁済、仲裁判断、危険の引き受け、寄与過失、破産免責、脅迫、禁反言、約因の滅失、詐欺、違法性、共働者による傷害、消滅時効、ライセンス、弁済、免除、既判力、詐欺防止法、出訴制限法、放棄、その他積極的防御又は異議を構成する事項を積極的に記載しなければならない。当事者が誤って防御を反訴としたり、反訴を防御と表示したときは、裁判所は、正義の要請に適うのであれば、適切な表示があったものとして訴答を処理しなければならない。

(d) 否認の懈怠の効果

訴答における主張に対して応答することが必要とされている主張は、損害額に関する主張を除き、応答の訴答の中で否認されないときは、自白とみなされる。訴答における主張に対して応答することが必要とされない又は許されない主張は、否認又は無効を主張されたものとみなす。

(e) 訴答は簡潔で直接的でなければならない；一貫性

(1) 訴答における各主張は単純、簡潔及び直接的でなければならない。訴答又は申立てについて技術的な形式は要求されない。

(2) 一つの請求又は防御について複数の陳述を選択的又は予備的にすることができ、これは一つの訴訟原因若しくは防御の形で、又は、別個の訴訟原因若しくは防御の形であることができる。複数の陳述が選択的になされた場合、個別になされた陳述の一つが十分であれば、選択的な陳述の一つ又は複数の陳述が不十分であっても、訴答が不十分となるわけではない。当事者は一貫性を欠く場合でも、また、コモン・ロー、衡平法又は海事法に基づくか否かに関わらず、複数の別個の請求又は防御を陳述することもできる。すべての陳述は規則11条に規定された義務に従ってなされなければならない。

(f) 訴答の解釈

すべての訴答は実質的正義を実現するように解釈されなければならない。

## 9条 訴答に関する特別事項

(a) 能力

原告又は被告となる能力、代表者として原告又は被告になる能力又は社団という法的存在として当事者となる能力については、裁判所の管轄権を示すために要求される場合を除いて、主張する必要はない。当事者が、当事者の法的存在に関する争点、又は、原告又は被告となる当事者の能力、

又は、代表者として当事者となる能力があるか否かの問題を提起したいときは、その当事者は、特別の否定事実の主張（negative averment）でしなげなければならない。その主張を裏付けるために、その者が特に知っている主張内容詳細（particulars）を記載しなければならない。

(b) 詐欺、錯誤、精神状態

詐欺又は錯誤に関するすべての主張においては、詐欺又は錯誤を構成する状況は具体的に陳述されなければならない。害意、意図、知識その他人の精神状態については一般的に主張されれば足りる。

(c) 停止条件

停止条件の履行又は成就に関する訴答においては、すべての停止条件が履行されたこと又は成就されたことを一般的に主張すれば足りる。履行又は成就に対する否認は具体性を持って特定のになされなければならない。

(d) 公文書又は公務の行為

公文書又は公務の行為に関する訴答においては、法律に従って公文書が作成されたこと又は行為がなされたことを主張すれば十分である。

(e) 判決

国内若しくは外国の裁判所の判決又は裁断又は委員会若しくはオフィサーの判決又は裁断について訴答をするときは、そのような判決又は裁断を下す管轄権の基礎を示すことなく、判決又は裁断を主張すれば足りる。

(f) 時期及び場所

訴答の十分性の審査にあたっては、時期及び場所の主張は重要であり、その他すべての重要事項の主張と同視されなければならない。

(g) 特別損害

特別損害に関する項目が主張されるときは、それらは逐一陳述されなければならない。

(h) 海事法上の請求

海事事件の管轄権があり、また、ある点では、地方裁判所の管轄権に服する救済の請求を記載した訴答又は訴訟原因の項目には、請求が海事法上の請求であること等を示す陳述を記載できる。

## 10条 訴答の形式

### (a) 表題；当事者の氏名

すべての訴答には裁判所の名称、事件名、受理番号及び規則7条(a)に規定された表示を記載した表題を書かなければならない。訴状においては、事件名にすべての当事者の氏名を記載しなければならないが、その他の書面においては、双方の最初の当事者の氏名を記載すれば十分であり、その他の当事者については適宜表示すれば足りる。

### (b) パラグラフ；別個の陳述

請求又は防御に関わるすべての主張はパラグラフ毎に番号を付して行われなければならない。各パラグラフの内容は単一の状況を陳述することに適した範囲に限定される。パラグラフは後続の訴答において、番号によって引用される。別個の事件又は出来事に基づいて生じた各請求、及び、否認以外の各防御は、分けて記載した方が明解な事実の主張となる場合には、個別の訴訟原因項目又は防御項目の中で陳述されなければならない。

### (c) 援用；証拠物

訴答における陳述は、同じ訴答の別の箇所において、又は別の訴答において、又は申立書の中で援用することができる。ある訴答の証拠物として付された証書の写しは、あらゆる目的において訴答の一部となる。

## 11条 訴答、申立書及びその他の書面への署名；制裁

すべての訴答、申立書及びその他の書面においては、少なくとも一人の弁護士がその個人名を署名しなければならず、又は、弁護士によって代理



されない当事者は自らの氏名を署名しなければならない。規則又は法律に別段の定めのある場合を除いて、訴答については、真実確信を行い (verify)、又は、宣誓供述書を添付する必要はない。宣誓の上でなされた答弁書の主張は、二人の証人の証言、又は、状況によって補強される一人の証人の証言によって覆される、との衡平法上の法理は廃止された。弁護士又は当事者による署名は、弁護士又は当事者が訴答書面、申立書又はその他の書面を閲読したこと、相当な調査を行った上で形成された知識、情報及び確信から判断して、書面は、事実上十分な根拠を有し、かつ、現行法によって又は現行法の拡張、変更、破棄の誠実な主張によって正当化されるものであること、そして、又、書面は、嫌がらせ、不必要な訴訟遅延、不要な訴訟費用の増加等の不当な目的のために提出されたのではないこと、の認証となる。訴答書面、申立書又はその他の書面において、本条に違反した署名がなされたときは、裁判所は、申立て又は職権によって、書面に署名した者、代理された当事者、又は、その双方に対して、相当額の弁護士費用を含む、訴答書面、申立書又はその他の書面の提出によって相手方当事者が被った出費の相当額の支払いを命じる等の適切な制裁を課さなければならない。

12条 防御及び異議—提出の時期と方法—訴答によるか又は申立てによるか—訴答に基づく判決の申立て

(a) 提出の時期

被告は、召喚状及び訴状が被告に送達された後、20日以内に答弁書を送達しなければならない。ただし、送達が規則4条(e)に基づいてなされるとき、及び、合衆国の法律に基づいて裁判所が異なる時期を命じた場合はこの限りでない。交差請求の訴答を送達された当事者は、その送達後20日以内に答弁書を送達しなければならない。被告の答弁書の中で反訴がな

されているときは、答弁書の送達後20日以内に、原告は反訴に対する答弁書（reply）を送達しなければならない。又、原告の答弁書が裁判所によって命じられたときは、異なる期限が指示されていないければ、命令の送達後20日以内に送達しなければならない。合衆国、合衆国の機関又は公務員は、訴状に対する答弁書、第三者請求に対する答弁書、又は、反訴に対する答弁書を、請求が主張されている訴答が合衆国法務官に送達された後、60日以内に送達しなければならない。本規則の下で認められる申立ての送達は、裁判所の命令によって異なる日時が特定されていない限り、次のように期限を変更することができる。（1） 裁判所が申立てを認めず、又は、内容についての決定をトライアルまで延期するときは、裁判所の決定の通知後10日以内に応答的訴答を送達しなければならない。（2） 裁判所が、より明確な陳述を求める申立てを認容したときは、それに応答する訴答は、より明確な陳述の決定の送達後10日以内に送達されなければならない。

#### (b) 提出方法

本訴請求、反訴、交差請求又は第三者請求のいずれかを問わず、訴答における救済の請求に対する法律上又は事実上のすべての防御は、訴答で応答することが要求されていれば応答的訴答の中で主張されなければならない。ただし、以下の防御については、訴答者の選択により、申立てによって行うことができる。（1） 事物管轄権の欠缺、（2） 人的管轄権の欠缺、（3） 不適切な法廷地、（4） 訴状の不備、（5） 訴状送達の不備、（6） 救済が与えられるための基礎となる請求の不記載、（7） 規則19条による当事者併合の懈怠。上記の防御を行うための申立ては、さらに訴答が許されているときは、訴答の前に行われなければならない。防御又は異議は、応答的訴答又は申立ての中の他の一つ又は複数の防御又は異議との併合により、放棄されるわけではない。救済の請求を求める訴答に対して、相手方当事者が応答的訴答を送達する必要がないときは、相手方当事

者は救済の請求に対して法律上及び事実上のすべての防御をトライアルで主張することができる。上記の防御（6）、すなわち、救済が与えられる基礎となる請求の不記載を理由に訴答を退ける防御を主張する申立てにおいて、訴答以外の資料が提出され、それが裁判所によって排除されないときは、申立てはサマリ・ジャッジメントの申立てとして扱われ、規則56条に基づいて処理される。すべての当事者には、規則56条による申立てに関連して作成されたすべての資料を提出する合理的な機会が与えられなければならない。

(c) 訴答に基づく判決の申立て

訴答の最終後、トライアルを遅延させない期間内に、当事者は訴答に基づく判決の申立てをすることができる。訴答に基づく判決の申立てについて、訴答以外の資料が提出され、それが裁判所によって排除されないときは、申立てはサマリ・ジャッジメントの申立てとして扱われ、規則56条に基づいて処理される。すべての当事者には、規則56条による申立てに関連して作成されたすべての資料を提出する合理的な機会が与えられなければならない。

(d) トライアル前の審理

訴答または申立てのいずれによるかに関わらず、本条（b）の（1）ないし（7）に列挙された防御、及び、本条（c）の判決の申立ては、当事者の申立てに基づいて、トライアル前に審理・決定されなければならない。ただし、その決定のための審理をトライアルまで延期することを裁判所が命じたときはこの限りでない。

(e) より明確な陳述を求める申立て

応答的訴答が許される訴答がきわめて曖昧で不明確であり、応答的訴答の作成を要求することが合理的にできないときは、応答的訴答を作成する当事者は、応答的訴答を提出する前に、より明確な陳述を求める申立てを

することができる。この申立てでは、不服のある欠陥、及び、望む詳細を指摘しなければならない。申立てが認容され、この命令の通知後10日以内、又は、裁判所が指定した期日内に履行されない場合は、裁判所は申立てがなされた訴答を排除することができ、また、公正と考えられる命令を下すこともできる。

(f) 削除の申立て

訴答に応答する前の当事者の申立てに基づいて、又は、本規則によって応答的訴答が許されないときは、訴答の送達後20日以内に送達を受けた当事者の申立て、又は、時期を問わず裁判所の職権に基づいて、裁判所は、訴答から不十分な防御、又は、冗長、取るに足りない、不適切で抽象的な資料を削除することができる。

(g) 申立てにおける防御の併合

本規則に基づいて申立てをする当事者は、本規則の規定する他の申立てを併合することができる。本規則に基づいて申立てを行う当事者が、本規則が申立てによって提起することを許している防御又は異議でそのとき当事者が行使できたものを除外したときは、本条 (h) (2) に規定されている申立てを除いて、当事者は後に除外した防御又は異議に基づく申立てをすることはできない。

(h) 一定の防御の放棄又は留保

(1) 人的管轄権の欠如、不適切な法廷地、訴状の不備、訴状送達の不備を理由とする防御は、以下の (A) 及び (B) の場合は放棄されたものとされる。

(A) 本条 (g) に規定された状況における申立てから除外されたとき、

(B) 本規則に基づく申立てによってなされておらず、また、応答的訴答にも、規則15条 (a) により当然許されている訂正にも含まれていなかったとき。

(2) 救済が認容されるための基礎となる請求の陳述に懈怠があるとの防御、規則19条に基づく必要的当事者の併合をしなかったことを理由とする防御、及び、請求に対して法的防御を陳述しなかったことを理由とする異議は、規則7条(a)に基づいて許され、若しくは、命令された訴答において、又は、訴答に基づく判決の申立てによって、又は、本案に関するトライアルにおいてすることができる。

(3) 当事者の指摘又はその他の方法によって、裁判所が事物管轄権を欠くことが明らかになったときは、裁判所は訴訟を却下しなければならない。

### 13条 反訴及び交差請求

(被告が原告に対して行う反訴、及び、共同訴訟人が他の共同訴訟人に対して提起する交差請求について規定する)。

### 14条 第三者引き込み訴訟

(被告が第三者に求償を求めるためなどで、被告が第三者を訴えて訴訟に引き込む訴訟について規定する)。

### 15条 訴答の訂正及び補充

#### (a) 訂正

当事者は、応答的訴答が送達される前であれば、又は、応答的訴答が許されていない訴答の場合には、訴訟が事件表(trial calendar)に登載される前で、かつ、訴答が送達された後20日以内であれば、何時でも当然の権利として訴状を一回訂正することができる。その他の場合は裁判所の許可がある場合、又は、相手方当事者の同意書がある場合に限り当事者は、訴答を訂正することができる。許可は正義の要請に従って自由に与えられな

なければならない。訂正された訴答に対する応答は、最初の訴答に応答するための期間内、又は、訂正された訴答の送達後10日以内のいずれかの長い期間内にしなければならない。ただし、裁判所が別段の定めをした場合は、この限りでない。

(b) 証拠に整合させるための訂正

訴答では提起されなかった争点が当事者の明示又は黙示の同意によって審理されたときは、争点はすべての点で訴答の中で提起されていたものとみなさなければならない。証拠に整合させ、争点を提起するために必要な訴答のこのような訂正は、判決後も含めて、何時でも、いずれの当事者の申立てに基づいてすることができる。しかし、このような訂正の懈怠はこれらの争点の審理の結果に影響を与えるものではない。訴答によって争点とされていなかったことを理由に、トライアルにおいて証拠に対して異議が出されたときは、裁判所は、訴答の訂正を許すことができ、また、訂正によって、訴訟の本案の提出が促進される場合、及び、異議当事者がそのような証拠の許容は訴訟の維持又は本案の防御に不利になることを裁判所に納得させることができなかつた場合には、自由に訂正させなければならない。裁判所は、異議を出した当事者がそのような証拠に対応することができるように裁判の続行を許すことができる。

(c) 訂正の遡及

(d) 訴答の追加

上記で長々と引用した条文は、訴答及び関連する申立ての全体を示すには最適であると考えたからである。条文は、逐一引用したわけではなく、特に重要と考えられる箇所を抜粋した。これらの条文を言い換えたりすることは、かえって、誤解を生じさせたり、誤った印象を与えてしまうことになりかねない。条文は、全部ではないにせよ、重要なものは掲げたつも

りであるが、本稿の主題についての一般的見解を示すには不十分であったかもしれない。

### Ⅲ 訴答の具体例

#### (1) 訴状

合衆国ノース・ダコタ州連邦地方裁判所

ロナルド A. ホッジ,  
原告

対

訴状

民事 No. A1-89-218

アメリカ合衆国  
サラ・モーレイおよびデロルド・アズーレ  
被告

原告は、以下のように、裁判所に対して訴訟原因を主張する。

- 1 本訴訟は、1948年6月25日の連邦不法行為請求法28 USC Section § 2680 (h) に基づいて提起するものである。
- 2 原告は、ノース・ダコタ州ビスマルクの住人である。
- 3 原告は、ノース・ダコタ州およびフォート・ベックの部族裁判所において業務を行う資格をもつ弁護士であり、また、かつては上記の部族裁判所の裁判官であった。
- 4 被告のサラ・モーレイとデロルド・アズーレは、モンタナ州のフォー

ト・ペック インディアン保留地において勤務するインディアン事務局の警察官であり、1988年10月30日には上記の身分で勤務していた。

- 5 1988年10月30日の午前2時頃、モンタナ州のウルフ・ポイントにおいて被告のサラ・モーレイとデロルド・アズーレは、逮捕状などの令状なしに違法に原告を逮捕し、原告の意思に反して、かつ、相当な理由を示すことなく、原告を拘束した。
- 6 原告を逮捕した後、被告のサラ・モーレイとデロルド・アズーレはモンタナ州のウルフ・ポイントにある警察署に原告を連行し、そこで拘束、留置した後、ポプラにある警察署に身柄を移した。原告は、1988年10月30日の午前4時頃釈放された。
- 7 拘束の間、原告は写真を撮られ、靴や所持品を取り上げられた。また、サラによって脅迫され、留置場に入れられた。
- 8 原告が拘束されている間、原告が何回も要求をしたにもかかわらず、サラ・モーレイ、デロルド・アズーレその他インディアン事務局の警察官の誰も原告を逮捕・拘束する相当の理由があったか否かを調査することもせず、また、原告を裁判官またはマジストレイトのところへ連れて行くこともなかった。
- 9 原告は何らの違反もしていないし、また、被告のサラ・モーレイとデロルド・アズーレは、原告が何らかの違反を犯していると確信するだけの相当な理由を持っていなかった。
- 10 以上の理由により、原告は、自由を奪われ、病気になる、逮捕・監禁の事実を知った者から嘲笑、軽蔑、侮蔑を受け、また、職業上の信用が損なわれた結果、500万ドルの損害を受けた。
- 11 そこで、1988年12月7日、原告は、500万ドルでインディアン事務局と和解をするための請求を提出した。
- 12 インディアン事務局は、この提出から6か月以内に原告の請求に対し



て最終的な解決をしなかった。

したがって、原告は、以下のような判決を求める。

- 1 500万ドルの支払いを被告に命じること
- 2 費用の支払いを被告に命じること
- 3 裁判所が公正であると考え他の救済を被告に命じること

1989年10月25日

クリステンセン & トンプソン

---

モーリー C. トンプソン

原告の訴訟代理人

1720 バートン ボート ドライブ

P.O. Box 1771

ビスマルク, ノース・ダコタ州 58502

### 訴状の分析

まず、訴答に関する総則規定である規則 8 条に戻ってみよう。訴状のパラグラフ 1 は、規則 8 条 (a) (1) の要件を満たすための努力である。同条は、「裁判所の管轄の基礎となる理由の簡潔かつ明解な陳述」を規定する。後に検討するように、規則の引用は誤りであるが、陳述された事実は「訴答や申立てについてはテクニカルな形式は要求されない」と規定する規則 8 条 (e) (1) および「すべての訴答は実質的正義が行われるように解釈されなければならない」と規定する規則 8 条 (f) の要件を満たして

いる。

上に述べたことは、規則によって絶えず生じる矛盾を示している。すなわち、規則は、一方では、きわめて具体的な行為を要求しているようにみえるが、他方では、記載された文言から何らかの有効な請求が引き出されるならば、実質的に何でも認めているのである。

訴状の Paragraph 2 と 3 は、法律的には何の意味も持たない。これらは、「原告が救済を受ける権利を有することを示す簡潔かつ明解な請求の陳述」を規定する規則 8 条 (a) (2) の下で要求されている請求の陳述として必要とされる事実ではないからである。余分なことなのであるが、ほとんどすべての原告は自らの地位を明示する事実を記載する。例えば、本件では、弁護士であるとか、部族裁判所の元判事であったことなどであり、少なくとも、原告にすれば、部族警察に逮捕されることがあってはならない者であることを示したかったのであろう。完全な世界では、この種の証拠提示が訴状の中でなされることはないであろうが、現実には、頻繁になされている。

Paragraph 4 は、原告を逮捕した者の法的地位を記載しており、これは請求の陳述にとって必要である。

Paragraph 5 は請求の陳述であり、時間、場所、違法行為を犯した者を認定するためのものである。

Paragraph 6 と 7 は、Paragraph 2 と 3 と同様に、余計な記載である。

Paragraph 8 と 10 は被告に対して別個の実体法上の請求を追加するものであるとの議論もあり得よう。もし、最初の逮捕と身柄拘束が正当であり、逮捕が法的には、正当であったとしても、その後の拘束中のある時点で逮捕が何らかの誤りまたはミスコミュニケーションによることを警察官が気づくべきであった場合は、警察官の調査懈怠に基づく新たな請求を生じさ

せるであろうか。ここでも、「簡潔かつ明解な請求の陳述」に対抗する実質的正義の規定によってもたらされる緊張と矛盾が生じるのである。

パラグラフ11は行政的救済の途が閉ざされたことの陳述であり、地方裁判所に管轄権があることの根拠の一つとして解釈されるべきである。

規則8条(a)(3)に基づいて、50万ドルの一般的損害に対する「救済の申立て」は「原告が求める救済を認容する判決の要求」である。例えば、原告が釈放されたとき、時価200ドルの腕時計が無くなってしまい、原告に返還されなかった場合のように、請求が特定の物についての特定損害に対するときは、規則9条(g)が適用される。

## (2) 答弁書

合衆国連邦地方裁判所

ノース・ダコタ州南西地区

ロナルド A. ホッジ

原告

民事 No. A1-89-218

対

アメリカ合衆国, サラ・モーレイ  
及びデロルド・アズーレの答弁書

アメリカ合衆国

サラ・モーレイ及びデロルド・アズーレ

被告

合衆国のアシスタント検事であるキャメロン W. ハイデンが上記の被告を代理して以下のように、訴状に対して答弁する。

### 第一防御

訴状は救済が認容されうるための請求を陳述していない。

### 第二防御

本訴訟は不適切な法廷地（venue）のゆえに却下されるべきである。

### 第三防御

個人の名で訴えられた被告は職務の範囲内の任務を遂行したために本件と関わったのであり、したがって、28 U.S.C. § 2629 (d) によれば、利害関係のある真の当事者は合衆国である。

### 第四防御

逮捕令状を執行する任務を遂行するにあたっての BIA（インディアン事務局）の警察官の行為には特権が認められる。というのは、この行為は、形式が整っており、また、以下のような事実の示すところによれば、管轄権のある裁判所によって発給された令状に基づいて行われているからである。事実は以下のとおりである。

ロバータ・アークデイルは、孫娘の実の父親で同じ家に同居しているウェイン・ウィークスの訴訟代理人である弁護士の原告が彼女の家に来たときに起こした事件の後で、フォート・ベックの Tribal Comprehensive Code of Justice の Title III, § 413に基づいて、公共道徳違反行為（disorderly conduct）を理由に、原告に対する告訴状に署名した。ホッジ氏は、監護の問題を話しているときに、喧嘩腰になり、激昂し、アークデイル夫人に対して大声で威嚇した。さらに、そのとき、ホッジ氏にはアルコールの強い臭いがしていた。この事件の後、アークデイル夫人は恐怖を感じるようになり、部族裁判所の保護を求めた。アークデイル夫人の告訴状に基

づいて、部族裁判所は逮捕令状を発給した。インディアン事務局は、逮捕令状を執行する権限と義務を与えられたので、1988年10月30日頃にホッジ氏を逮捕した。逮捕のとき、インディアン事務局の職員は形式の整っている合法の令状を執行したにすぎない。逮捕のとき、職員は、ホッジ氏がノース・ダコタ州またはワシントン州の部族に登録されたインディアンとして保留地にいることを知っていた。また、ホッジ氏は部族から「インディアン特惠」(Indian preference)を与えられており、そのために、ホッジ氏は弁護士と裁判官として働くことができたのである。

#### 第五防御

上記の被告は、訴状の各パラグラフに対して次のように答弁する。

- 1 連邦不法行為請求法は、本件の管轄の基礎とはならない。管轄は、28 U.S.C. § 1346 (b) によって限定される。
- 2 BIA は、主張の正しさについて確信が持てるほど十分な知識または情報を有していなかった。したがって、否認する。
- 3 BIA は、主張の正しさについて確信が持てるほど十分な知識または情報を有していなかった。したがって、否認する。
- 4 BIA は、被告サラ・モーレイ (サラ・フィゲロアとしても知られる) と被告ダレル (デロルドでもダロルドでもない) アズーレは、フォート・ベックに配属されていた BIA の警察官であり1988年10月29 - 30日に勤務していたことを認める。
- 5 BIA は、1988年10月30日の午前1時10分頃、部族裁判所の逮捕令状に基づいて、被告が原告を逮捕し、留置場に拘束したことを認める。BIA は、同パラグラフの残余の主張を否認する。
- 6 BIA は、被告は原告を逮捕した後、原告をモンタナ州のウルフ・ポイントのルーズベルト郡警察へ連行し、そこで逮捕の手続きを取り、そ

の後、モンタナ州のポプラにある BIA の警察へ身柄を移し、そして、1988年10月30日の午前 3 時頃釈放したことを認める。BIA はパラグラフの残余の主張を否認する。

- 7 BIA は、原告の写真を撮ったこと、所持品を取り上げたこと、留置場に入れたことは認める。しかし、被告のモーレイが原告を脅迫したことは否認する。
- 8 BIA は、その職員が原告を逮捕、拘束する相当の理由があったか否かを判断することに誤りがあったとの主張を否認する。というのは、原告は部族裁判所の逮捕令状に基づいて逮捕されたのであり、職員はそのような令状が存在することを判断した後で合理的に執行したからである。BIA は、原告が保釈金を積んで釈放されたのが午前 3 時頃であったために、裁判官またはマジストレイトのところへ正式に連れて行かなかったことは認める。原告が釈放されたときにアソシエイト・ジャッジのメアリー・グノーがいたが、あくまでも原告の友人という立場においてであった。
- 9 BIA は、犯罪を犯したと確信するだけの合理的な理由を被告は有していなかったとの原告の主張を否認する。公共道徳違反行為の罪で原告に対して部族裁判所から逮捕令状が出されていたのである。
- 10 否認する。
- 11 BIA は、原告が、1988年12月 7 日ではなく、1988年12月 9 日に当局に対して不法行為請求を出したことは認める。請求の日付は1988年12月 7 日になっているが、当局が受け取るまでは、当局に提出してとはみなされない。
- 12 否認する。当局の行政的決定は当局に対して提出がなされたときから 6 か月以内の1989年 6 月 7 日に配達証明郵便によって原告に郵送された。原告は1989年 6 月12日に決定を受け取った。

以上により被告は、本件が却下されること、弁護士報酬および訴訟費用は原告の負担とすること。さらに、裁判所が公正で適切であると考えその他の救済を被告に与えることを申し立てる。

ノース・ダコタ州ビスマルク 1990年1月11日

---

キャメロン W. ヘイデン

合衆国アシスタント検事

P.O. Box 699

ビスマルク ND 58502-0699

被告のアメリカ合衆国, サラ・モーレイ及び  
デロルド・アズーレの訴訟代理人

### 答弁書の分析

訴状が批判の対象となりうるものとすれば、答弁書は、少なくとも規則を厳格に守っているか否かの観点から見た場合、非難の対象となりうるものである。しかし、実際に提出される答弁書にはこのようなものが多い。

冒頭の文章は必要でない。当事者の訴訟代理人は答弁書に署名し、身分の確認をする。したがって、「被告は、答弁書において、以下のように陳述する……」以外のことを記載するのは言葉の浪費である。

答弁書の「第四防御」の箇所は、不必要だけでなく、不適切でもある。原告は、逮捕は令状なしで行われたこと、また、令状なしの逮捕には相当な理由がなかったことを主張した。しかし、警察官は有効な令状を所持して行動したというのが現実であろう。令状の発給にいたる事実背景のすべてを記載するよりは、答弁書では、令状なしに逮捕したという主張を単純

に否認すべきであり、また、原告を逮捕するための令状を警察官は所持していたことを記載すべきである。

第四防御に記載されている内容のいくつかについては説明を要する。部族裁判所は、保留地の中で発生した犯罪行為に関してインディアンに対してのみ刑事裁判権を有する。ホッジ氏が「インディアン」という定義に当てはまる者でないならば、部族裁判所はホッジ氏に対して裁判権を持たないのであり、違法な逮捕を理由とするホッジ氏の請求はより強くなろう。第四防御の最後の二つの文章は、ホッジ氏がインディアンであると確信するだけの合理的根拠を警察官が有していたことを示すためであると考えられる。しかし、ホッジ氏自身がインディアンであることを主張しているのであるから、これは争点とはなっていない。

第五防御は規則 8 条 (b) の要件を満たすための努力である。すなわち、主張された事実に対して、真実である事実は認め、真実であると誠実に確信できない事実または認否をするための十分な知識がない事実は否認することである。本件の答弁書はここでも模範的ものではない。

訴状のパラグラフ 2 と 3 は、上述したように、本当に余分なものである。これらは請求の陳述になにも付け加えるものではない。同時に、これらは答弁書に関する限り無害である。ホッジ氏がビスマルクに住んでいたことを証明するためには、合衆国副検事は弁護士登録名簿を調べるだけでよかったのである。重要でないことを否認するために時間と労力をかけるのは無駄である。パラグラフ 3 はホッジ氏が部族裁判所の元判事であり、弁護士資格を有する者であることなどを主張する。このような主張は、2、3 回電話をすれば容易に確認できることであり、認められてしかるべきである。ただし、このような主張の関連性については争う余地もあろう。

残りのパラグラフの多くにおいて、答弁書は訴状で主張されている以上のことを認めている。訴状は、原告が有効な令状なしで逮捕されたことを



主張する。答弁書は、原告が「部族裁判所の逮捕令状によって」逮捕されたことを認める。しかしながら一般的に、答弁書では、原告に被告の立場や防御の理論を知らせることによって、適切な防御を提起できるのである。

規則9条(c)は、訴答においては、停止条件の発生または成就については、単に停止条件が達成されたと記載すれば十分であると規定している。本件においては、行政機関への請求の提出及びこれに対する応答の欠如若しくは遅延が提訴の停止条件である。

訴状の Paragraph 11及び12は、提訴のための停止条件が達成されたことを幾分詳しく述べようとしたものと考えられる。第五防御の Paragraph 11及び12にみられる答弁書のまずさを見てみよう。これらの Paragraph では、請求が提出されたのが7日あるか9日であるかというどうでもよいことに多大の時間と労力を費やしており、また、請求を明確に否認しておきながら、請求が時効によっては消滅していないことを力説しているのである。いずれの理由にせよ、請求は否認されているのであり、これも意味のないことに大騒ぎしている例である。

この訴状と答弁書は実際の事件から採ったものである。本稿の範囲から逸脱することではあるが、政府は後にサマリ・ジャッジメントの申立てを行い、実際にホッジ氏に対して刑事告訴がなされ、また、逮捕のために令状が発給されたとの宣誓供述書を提出した。ホッジ氏は告発を争うために、部族裁判所に出頭する取り決めをした。部族裁判所の裁判官は、ホッジ氏が出頭のためのスケジュールに責任を負うものと理解した。ホッジ氏は裁判所からの連絡を待った。裁判所はホッジ氏からの連絡を待っていたが、ついに堪忍袋の緒を切らして、逮捕令状を復権させた。出頭の取り決めについては当事者に誤解があったとして争いがあったものの、警察官は逮捕に対して誠実に行動したのであり、法に違反する行為はなかったという理由で、原告の訴えは退けられた。

答弁書は、また、不適切な法廷地の問題を、答弁書自体の中で申し立てるか、または別個の申立てによって提起するかを選択権を申立人が有することについての規則12条の内容を例示している。ここでは、被告は答弁書の中で提起した。

以下は、規則12条の申立ての例である。

合衆国連邦地方裁判所  
ノース・ダコタ地区

デイビッド・ジェイ・スターリング

原告

民事 No.A1-89-233

対

訴え却下の申立て

アメリカ合衆国

被告

アメリカ合衆国は、合衆国副検事キャメロン W. ヘイデンを訴訟代理人として連邦民事訴訟規則12条 (b) (6) に基づき、連邦不法行為請求法は過失による郵便物の紛失に基づく請求を主権免除の放棄から明らかに除外しているため、28 U.S.C. § 2680 (b)、上記の訴訟では救済が認められるための請求の陳述がなされていないので、ここに却下の申立てを行う。

以上により、アメリカ合衆国は、救済が認められるための請求を陳述していないことを理由に、上記の訴訟について再訴不可能な訴え却下を申し立てる。

キャメロン W. ハイデン

合衆国副検事

P.O. Box 699

ビスマルク, ND 58502-0699

合衆国検事

ハイデン副検事の訴答を酷い例として用いてしまったので、素晴らしい例として、この申立てを用いるのが公正であろう。この申立ては、過度に冗長なところがなく、原告の訴状の欠陥を裁判所に示しており、また、防御の最初の段階で行っている。本件は、当事者にこれ以上の費用をかけることなく、却下された。

#### 規則11条

訴え却下となった上記の訴訟は、刑務所の囚人であるスターリン氏が弁護士をつけずに提起した本人訴訟であった。スターリン氏は政府から回復する法律上の権利があることを主張した。しかし、ほんの僅かでも調査をすれば、主張された郵便物の紛失について政府に責任を問えないことは明らかであった。もし資格を有する弁護士がこの訴状を書き、署名したならば、規則11条の明らかな違反として、制裁を課せられることになったであろう。現在の実務においては、弁護士は単に訴状を書けばよいというものではない。主張する事実が権利回復を生じさせるものであることを十分に調査することが要求されているのである。

#### IV 結語

民事訴訟規則は、いかにして訴訟を開始するか、どのように訴状を作成するか、どこに、また、どのように訴状を送達するか、どこに、また、いつ訴状を提出するか、どのように訴状に対して答弁するか、いつ、どこで防御を提起するか、どのように12条の申立てを活用するかなど、裁判所を利用するための手引きを示す優れたロード・マップである。

利用の仕方によって、規則は、良くもなれば悪くもなる。「簡潔な請求の陳述」という文言またはその帰結として、防御は、請求の法理論に対する理解を示すことなく、単に事実を詳しく述べればよいと解釈されてきた。このような解釈の結果として、きわめて多くの弁護士や当事者本人は、特定の「訴答の形式」を廃止し、実質的正義を行うべしとの文言を、権利侵害を受けたという感情に基づいて、そのような権利侵害の証明のために必要な法理論の分析をせずに、事件の細部をすべて記載するのが実務であると考えてきたのである。

事実審裁判所において、裁判官には、提出された事実の中に有効な訴訟原因が隠れているか否かを確かめるために分析することが要求されており、訴答が法的に有効になるように必要な訂正を許さなければならないのである。

イギリスのジョナサン・スウィフトやチャールズ・ディケンズの時代の弁護士であれば、現在の実務に恐怖を感じることであろう。裁判のスピードや高度に体系化された形式の喪失は、神をも恐れぬ仕事と映るであろう。同様に、訴状の作成と密接に結びついていた実体法の厳格な体系がまったく無くなってしまったことも当時の弁護士にとっては不快なことであろう。

結論として、裁判所がプロの弁護士としての仕事をしない弁護士に制裁

を課すための規則11条の規定を活用すれば、裁判制度は機能するし、機能し続けるであろう。

## 訳者あとがき

ノース・ダコタ州連邦地方裁判所所長判事（当時）であったコンミー判事に、アメリカ民事訴訟における訴答（pleadings）の現在の実務を日本人に分かりやすく解説していただきたいとお願いしたのは、以下の理由による。

昔のアメリカ民事訴訟手続きでは、現在のような開示手続きやプリトリアル・カンファランスはなく、手続きは、本稿の主題である訴答（pleadings）と正式事実審理（trial）の二段階で構成されていた。陪審裁判を想起してもらえればわかるように、トライアルが始まる時点では、すでに争点と証拠の整理は終わっているのであり、陪審は、法廷のトライアルでは、弁護士の冒頭弁論で事件の概要や争点を知り、引き続き、証人などの集中証拠調べを見聞きし、弁護士の最終弁論を聞いた後で、直ちに評議室で評議し、評決を出すのである。

弁護士にとって陪審裁判は華やかな舞台であったであろうが、弁護士の仕事としては、争点及び証拠を整理する訴答手続きが訴訟の勝敗を決める重要な作業であった。

訴答とは、訴状や答弁書などの書面のことである。現在では、原告一人、被告一人、請求が一つの単純な訴訟の場合、訴答は、基本的に訴状と答弁書のみである。しかしながら、昔は、訴状と答弁書のみでなく、双方が、それぞれ、争点と証拠の整理ができるまで、延々と書面を交換したのである。

連邦民事訴訟規則によって、開示手続きやプリトリアル・カンファラ

ンスが導入された以後は、上記のように訴答は基本的に訴状と答弁書のみであり、争点及び証拠の整理はプリトライアル段階で行われている。

本稿は、訴状と答弁書、および、申立書の抽象的説明ではなく、実際の具体例を出して、それを裁判官の立場から鋭く分析しており、現在のアメリカの民事訴訟の実務の理解におおいに資すると思われる。

また、本稿でも述べられているように、民事手続において、昔は、「内容」ではなく「形式」が重要であった。訴状の記載と証拠調べの結果がほんの少し違っただけでも、請求が棄却されてしまったのである。訴状の訂正は厳しく制限されていた。しかしながら、本稿でも指摘されているように、現在ではもちろん、このような制限は廃止されている。一言で言えば、訴答が訴訟で果たす役割はきわめて限定的になっている。したがって、手続きの内容が昔とは大きく違ってしまっている今日では、Pleadingsを「訴答」と訳すことにはかなりの抵抗感を覚えたが、今回の翻訳では伝統に従った。訴答以外の訳語についても基本的に、次の文献に拠っている。

- ・田中英夫編『英米法辞典』東京大学出版会
- ・小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社

また、本稿の条文の部分は、コンミー判事も指摘しているように、コンミー判事が抜粋した要点のみである。また、連邦規則の改正は毎年のように頻繁に行われているため、現在の最新版に基づいたものではない。連邦民事訴訟規則の翻訳については、次の文献を参照されたい。

- ・渡辺・吉川・北坂『アメリカ連邦民事訴訟規則』レクシスネクシス・ジャパン株式会社